

令和5年第3回仁淀川町議会定例会付議事件

(付議事件)

1. 報告第1号 専決処分の報告について（物損事故に関する和解）
2. 報告第2号 専決処分の報告について（仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
3. 報告第3号 専決処分の報告について（仁淀川町税条例の一部を改正する条例）
4. 報告第4号 専決処分の報告について（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）
5. 報告第5号 専決処分の報告について（令和4年度仁淀川町一般会計補正予算（第7号））
6. 報告第6号 専決処分の報告について（令和5年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号））
7. 報告第7号 令和4年度仁淀川町繰越明許費繰越計算書の報告について
8. 報告第8号 令和4年度仁淀川町事故繰越し繰越計算書の報告について
9. 議案第33号 仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
10. 議案第34号 仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
11. 議案第35号 令和5年度仁淀川町一般会計補正予算（第2号）について
12. 同意第1号 固定資産評価員の選任について
13. 同意第2号 農業委員会委員の任命について
14. 発議第1号 物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを国に求める意見書
15. 発議第2号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書

令和5年第3回仁淀川町議会定例会会議録（第1号）

令和5年6月6日（火曜日）

10時00分開会

14時32分延会

出席議員（10名）

1 番 議 員	岡 田 良 成	2 番 議 員	藤 堂 賢太郎
3 番 "	藤 原 大	4 番 "	野 村 安 夫
5 番 "	大 野 直 孝	6 番 "	片 岡 智 準
7 番 "	竹 本 文 直	8 番 "	若 藤 敏 久
9 番 "	藤 崎 源 彦	10番 "	大 野 弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	古 味 実	副 町 長	竹 本 雅 浩
教 育 長	黒 川 一 彦	総 務 課 長	大 石 浩 平
企画振興課長	荒 木 紀 和	農 林 課 長	田 代 秀 喜
町 民 課 長	井 上 竜 一	医療保険課長	谷 脇 昭 仁
健康福祉課長	日 浦 けさお	建 設 課 長	神 岡 孝 司
会計管理者兼出納室長	片 岡 博	教 育 次 長	井 上 健 一
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片 岡 龍 也	池川総合支所長兼池川地域課長	大 原 正 人

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	日 浦 嘉 平	書 記	安 井 都
--------	---------	-----------	-----------

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回仁淀川町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席番号8番、若藤敏久君、9番、藤崎源彦君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

本件については、5月30日の議会運営委員会で協議を頂いております。

委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、竹本文直君。

○竹本議会運営委員会委員長 おはようございます。議長の許可を頂きましたので、議会運営委員会の審議結果をご報告いたします。

まず、提出予定議案や一般質問の通告、意見書等の受付状況や取扱い方法等の検討をいたしました。一般質問については、一部条件つきで認めている質問もございます。その結果、会期は本日から7日までの2日間とし、1日目の本日は、諸般の報告、総務教育民生常任委員長報告、執行部から議案の上程、提案理由の説明を受け、休憩後、全員協議会を行い、昼休憩の後、一般質問を行います。その後、延会とします。2日目は残りの一般質問を行い、その後、付議事件の審議を行い、閉会といたします。

なお、町長、教育長の行政報告に対する質問は受け付けないこと、一般質問の回数は質問事項について3回まで、時間の上限は原則1人1時間といたします。質疑の回数も同一議題は3回までとしておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、議長の開会宣言でも触れましたように、今議会から、パーティションを撤去、マスク着用は自由としております。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。本案に対しましてご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長 委員長の報告を終わります。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日6日から7日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日6日から7日までの2日間と決定しました。

なお、本日の会議予定につきまして、委員長から報告がありましたが、お手元の日程表のとおりです。ご承認をお願いします。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。議長活動報告はお手元に配付の報告書のとおりであります。監査委員からの例月現金出納検査の報告につきましては、議会事務局に關係書類を保管しておりますので、ご了承をお願いします。

なお、令和5年第2回定例会で発議、議決されました意見書につきましては、關係機關に送付いたしましたので、ご報告いたします。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長の報告を求めます。古味町長。

○町長 おはようございます。本日は、令和5年第3回仁淀川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが5月8日から5類感染症に引き下げられ、法律上、季節性インフルエンザと同等の扱いとなりました。令和2年1月に国内で初の感染者が確認されて3年5か月、町民の皆さんには、ワクチン接種やマスクの着用、外出自粛など、感染リスクを下げる様々な取組にご協力いただきました。また、感染リスクがある中、医療従事者、エッセンシャルワーカーの皆さんがそれぞれの業務に従事していただきましたことに心から感謝を申し上げます。5類感染症になっても、感染防止対策は、個人、事業者の状況に応じた自主的な判断が基本となり、引き続き手洗いや換気などの基本的な感染防止対策の取組へのご協力をお願いいたします。

初めに、春の叙勲についてご報告申し上げます。

令和5年春の叙勲が4月29日付で発令され、元仁淀川町消防団団長の片岡憲夫氏が瑞宝単光章を受章されました。片岡氏は、昭和57年9月、旧吾川村消防団に入団し、合併後の平成20年に仁淀川町消防団の副団長、平成28年からは団長を歴任、39年余の長きにわたり、消防及び防災使命の重要性を深く認識し、厳正な規律の下、消防教養の向上に努め、消防団の育成発展、充実強化に、また、災害の防除に貢献した功績が認められ、受章の荣誉に輝かれました。

このたびの受章を心からお喜び申し上げますとともに、健康に十分留意され、これから

も本町発展のためにご指導、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

次に、町民バスの事故についてご報告いたします。

4月4日に旧名野川小学校上部の県道中津公園線、また、4月10日、国道33号川口の交差点において町民バスによる交通事故が発生しております。このような事故が連続して起こり、本町といたしましても、4月19日に運行業者に対し改善指示書を発出し、業務の改善を行うよう求めています。この結果、4月24日に運行業者から業務改善報告書が提出され、バックする際のモニター、後方用のドライブレコーダーの設置、安全講習の開催等を行い、事故防止に努めていくと報告がありました。本町といたしましても、今回の事故は大変遺憾であり、再発防止を強く求めているところでございます。

次に、職員の採用試験についてご報告いたします。

今回、職員採用につきましては、中途退職者の状況などを考慮して実施いたしました。4月3日に一般行政職若干名で募集を開始し、1名の応募があり、5月21日に教養試験等の1次試験を実施し、審査の結果、不合格となっております。今後、例年どおり7月に募集を行い、9月に1次試験を行う予定としております。

次に、本町における電力スマートメーターを活用した見守りサービス事業の取組につきましてご報告いたします。

現在、仁淀川町の高齢化率は約56%となっており、全国的にも極めて高い高齢化率となっております。また、ご存じのとおり、別枝中村地区において、火災が発生しても誰も気がつかず、住民の方がお亡くなりになるといった痛ましい事案も発生いたしました。住民の安全・安心をどう確保していくかは重要な課題です。

今年度、町では、四国電力送配電株式会社から事業提案を頂き、電気使用量を自動で確認するスマートメーターを活用した新たな見守りの形で実証事業を別枝上地区で計画しています。具体的には、火災警報器と水道メーター、2つの感知機能から得られた通常とは違うデータ変化を電力スマートメーターの発信機能から送り、機械が判断し、事前に登録した住民や関係機関へメール送信して知らせるといったものです。今年度10月頃から実施し、1年間から3年間の実証期間を経て、実用化に向けて取り組んでまいります。必要経費は、今議会の補正予算として計上させていただいております。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてご報告させていただきます。

3月末に、内閣府から、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や

事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を増額するとともに、低所得世帯への支援のための低所得世帯支援枠が措置されました。本議会に提出しております補正予算の主なものとして、町民1人につき5,000円の地域通貨券をお配りすることとし、7月中に仁淀川町商工会発行の地域通貨券を世帯主宛てに世帯員分、書留郵便で郵送するよう計画しております。地域通貨券が少しでも町民の皆様の原油価格・物価高騰にお役に立ち、併せて町内の消費喚起につながればと願っています。

なお、地域通貨券の使用期間は、町内の加盟店で令和5年8月1日から令和5年12月31日までの5か月間を予定しております。また、低所得世帯支援として、非課税世帯等に3万円を給付しているようにしています。

最後に、今議会に提案しております13件の案件の内訳は、専決処分の報告6件と繰越明許費繰越計算書の報告1件、事故繰越し繰越計算書の報告1件、条例の一部改正議案2件、令和5年度補正予算の議案1件、固定資産評価員の選任1件、農業委員会委員の任命1件となっております。

これら議案等の提案理由につきましては、副町長から説明いたしますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長 次に、教育長の報告を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 おはようございます。教育委員会関係の行政報告をいたします。

まず、学校の状況ですが、新学期がスタートしてはや2か月余りが経過し、年度始めの行事や小学生6年生の修学旅行なども終わり、子供たちもおおむね新しい環境に慣れ、落ち着いて学校生活を送っております。5月末日現在での児童生徒数は、昨年度同時期と比較し、小学生は7人減の134人、中学生は増減なしの68人で、合計202人となっております。

教職員の配置につきまして、本年度は、小学校に専科の加配であります理科の加配教員が池川小学校に1人配置され、週5日のうち、池川小学校で3日、別府小学校、長者小学校で各1日、理科の授業を行うことができ、小学校においては、随分教師の負担も減り、助かっております。

しかし、マイナス面では、配置基準に基づき、学級数の減が影響し、長者小学校、仁淀中学校に養護教諭が配置されておられません。管内学校の連携の下、週1回長者小学校、仁淀中学校へ別府小学校配置の養護講師が出向くなど対応し、1年間しのいでいかなければならない状況となっております。多感な児童生徒にとって、居場所となる保健室が開いて

いない、また、相談したくとも、一般の教諭では言えないこともたくさんあるのではと推察でき、養護教諭がいないということは大きな問題と捉えております。

県へは事あるごとに現状を訴えているところです。しかしながら、このことは、今年度だけではなく、今後、児童生徒数の減により、今以上に教職員の配置が制限されてくることが予想されますので、一刻も早く学校再編の協議を進めていかなければと考えております。

修学旅行につきましては、小学6年生3校合わせて35名で、体調の優れないお子さん1名が参加できませんでしたが、34名が参加し、5月24日から26日、2泊3日で広島方面へ行ってきました。1日目は宮島や、夕食後にマツダスタジアムでの野球観戦、2日目は広島平和記念公園や倉敷地区の製鉄所の見学、3日目はレオマワールドで各学校の親交を深めるなど、予定していた日程全てを実施することができました。日を追うごとに3校の距離感が縮まっていったと引率の校長先生が申ししておりました。なお、中学校につきましては10月に実施の方向で進めております。

次に、高吾地区中学校総合体育大会につきまして、6月3日、4日と10日、11日の土日開催となっておりますが、当町の競技は全て10日、11日となっております。本年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあって、屋内競技についても応援が可能となっております。

次に、学校給食業務につきまして、令和5年度からJAから日本国民食株式会社に委託先が変わりましたが、問題なく、順調に調理業務を行っていただいております。従業員につきましても、全員、日本国民食株式会社に引き続き雇用されております。現在、1日に280食前後の給食を作っております。

次に、「青年牧野富太郎と仁淀川町の植物たち展」につきましては、4月29日から5月7日の9日間開催し、延べ699人、1日当たり約78人の入場があり、盛会裏に終了することができました。5月2日には、仁淀・池川の両中学校も視察に訪れ、寺峰教授からの講話もあり、勉強になったと思います。今回の貴重な植物展には、高知学園短期大学名誉教授の寺峰先生、元牧野植物園職員であり、大倉遊仙さんのやしゃごである里見先生、及び吉岡郷継さんや地元の植物愛好家など、多くの方のご尽力により開催することができ、感謝しているところであります。

最後に、本定例会に提案させていただいております議案等の主なものについてご説明いたします。

条例関係では、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する規準の一部改正に伴い、仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の議案2件を提案しております。

補正予算につきましては、昨年度に引き続き、給食費が感染症対応地方創成臨時交付金の対象となり、小中学校給食費負担軽減補助金として1,157万1,000円、小中学校配置計画業務委託料など、学校再編に係る経費に511万円、学校給食共同調理場の冷蔵庫・洗濯機購入費55万3,000円などの補正を計上させていただいております。

適切なご審議を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 それでは、ここで、先月行われました総務教育民生常任委員会の結果報告を委員長よりお願いします。片岡智準君。

○片岡総務教育民生常任委員会委員長 総務教育民生常任委員長の片岡でございます。

報告いたします。連休明けの去る5月8日の月曜日、議長からの要請を受け、令和5年度第1回総務教育民生常任委員会を開催いたしました。検討事項は、仁淀川マネジメントサービスのバス事業指定管理の状況でございます。報告書はお手元に配付しております。

最初に、マネジメントサービスに集合し、バス車庫や減価償却物品の状況などを視察、確認し、社長、専務からの事業概要、物品管理等の説明を受けました。その後、すぐ庁舎3階会議室に場所を変え、下図、説明内容の確認、町の指定管理業者としてふさわしいかどうか、安全運行を継続するために何がなされているかも含め、再度、社長を招き、委員で協議を行いました。議場でもいまだに質問があります決算内容の保険料、減価償却関係、交際費におきましても詳細な説明を受けた結果、特に議会として問題とするところはありませんでした。社員の教育、体調管理、車両の整備に関しましても、町民の安全・安心運行のため、日々の努力が随所に見受けられます。

総務教育民生常任委員会としての見解と報告は、この事業者はバス運行の指定管理者としてふさわしいという結論でございます。決算の保険料や減価償却の内容や交際費等を議論すべきではなく、非常に少ない事故率や、プロポーザルでの満場一致選出というところは誠に尊重すべきであり、事業者の決算内容等、議員として立ち入ることはできないと考えます。この一連の指定管理の資金の流れ、議員によるバスの安全運行を阻害したという

事案報告、相談が議長にあったともお聞きしております。そこに関しましては議長にお任せしたいと思います。

以上、総務教育民生常任委員会からの報告といたします。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

それでは、議案の上程を行います。

日程第4、報告第1号、専決処分の報告についてから、日程第16、同意第2号、農業委員会委員の選任まで、一括上程いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認願います。

日程第17、執行部に提案理由の説明を求めます。報告第1号から議案第35号までを、竹本副町長。

○副町長 おはようございます。それでは、今議会に提出しております報告及び議案についてご説明申し上げます。

議案書1ページ、報告第1号から説明をいたします。

報告第1号、専決処分の報告について。

下記事項について専決処分したので、地方自治法第180条の規定により、議会に報告する。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 事故の概要 | 令和5年3月2日に、遅越地区の現場から公用車で出発しよう
とバックした際、後方の確認不足により駐車中の相手車の左後
方及び側面に衝突し損害を与えた事故 |
| 2. 和解の内容 | (1) 仁淀川町(以下、「町」という。)は、本件事故による損
害賠償金として、金9万4,939円を相手方が指定する口座に送
金して支払う。

(2) 町及び相手方は、本件事故に関し、前項の金額以外に一
切の債権債務関係がないことを確認する。 |
| 3. 和解の相手方 | 住 所 高知県吾川郡仁淀川町

氏 名 A氏 |
| 4. 和解年月日 | 令和5年4月28日 |

令和5年6月6日提出、仁淀川町長古味 実

この報告案件は、令和5年3月2日に、遅越地区で公用車を後方移動させた際に駐車中の車両に衝突し、相手方に損害を与えた事故に関する和解について、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定により、専決処分の報告をするものであります。

次に、議案書2ページをお開きください。

報告第2号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

2. 専決処分した日 令和5年3月31日

令和5年6月6日提出、仁淀川町長古味 実

この条例改正は、地方税法の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げなど、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和5年4月1日からとしております。

次に、議案書5ページをお開きください。

報告第3号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 仁淀川町税条例の一部を改正する条例

2. 専決処分した日 令和5年3月31日

令和5年6月6日提出、仁淀川町長古味 実

この条例改正は、地方税法の一部改正に伴い、森林環境税の導入による変更など、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和5年4月1日からですが、一部は附則に定める日からとなっております。

次に、議案書14ページをお開きください。

報告第4号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

2. 専決処分した日 令和5年5月8日

令和5年6月6日提出、仁淀川町長古味 実

この条例改正は、人事院規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応のための防疫等作業手当の廃止などであります。

施行日は公布の日からとしております。

次に、議案書16ページをお開きください。

報告第5号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 令和4年度仁淀川町一般会計補正予算（第7号）

2. 専決処分した日 令和5年3月31日

令和5年6月6日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和4年度仁淀川町一般会計補正予算書（第7号）の1ページをお開きください。

令和4年度仁淀川町一般会計補正予算（第7号）。

令和4年度仁淀川町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,192万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億1,969万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和5年3月31日専決、仁淀川町長古味 実

まず歳入でございますが、詳細は12ページから31ページをご参照ください。

歳入は、町税や地方交付税等、一般財源の歳入額の確定に伴う補正のほか、各種事業の事業費確定等に伴う国県支出金、繰入金、町債など、特定財源の確定による補正でございます。

歳出でございますが、詳細は32ページから45ページをご参照ください。

歳出につきましても、事業費の確定、財源調整による補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は2億6,192万5,000円の減額補正で、補正後の合計は74億1,969万1,000円となっております。

次に、予算書7ページに戻りまして、第2表繰越明許費補正をご覧ください。

これは、社会資本整備総合交付金事業等の事業増などに伴い繰り越す必要が生じたことによる増額補正。一方で、減額補正は、道路メンテナンス事業、林業施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業等の実績減などによるもので、補正合計は1億723万7,000円の減額で、補正後の合計は5億1,010万5,000円となります。

次に、予算書8ページ、第3表地方債補正をご覧ください。

地方債は、事業費の確定等による減額補正となっており、補正後の限度額は6億3,243万8,000円となります。

次に、議案書に戻っていただきまして、17ページをお開きください。

報告第6号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 令和5年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号）

2. 専決処分した日 令和5年4月1日

令和5年6月6日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和5年度仁淀川町一般会計補正予算書（第1号）の1ページをお開きください。

令和5年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度仁淀川町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,870万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億168万7,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年4月1日専決、仁淀川町長古味 実

この専決補正予算は、全て新型コロナウイルスワクチン接種関連で、主に5月から開始しました重症化リスクの高い高齢者等への新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用

でございます。

まず歳入でございますが、詳細は6ページから7ページをご参照ください。

歳入は、ワクチン接種関連の費用として、国庫支出金及び財政調整基金繰入金の補正でございます。

次に、歳出でございますが、詳細は8ページから9ページをご参照ください。

歳出は、報酬から負担金補助及び交付金までは、5月からのワクチン接種に要する人件費及び委託料など、合計1,269万6,000円、償還金利子及び割引料は、ワクチン接種に係る過年度国費精算返還金1,601万2,000円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は2,870万8,000円の増額補正で、補正後の合計は68億168万7,000円となっております。

次に、議案書18ページをお開きください。

報告第7号、令和4年度仁淀川町繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和4年度予算において、議会の議決を得た繰越明許費について地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり議会に報告する。

令和5年6月6日提出、仁淀川町長古味 実

議案書の19ページをご参照ください。

この報告案件は、繰越明許費について翌年度への繰越額を調製して議会に報告するもので、一般会計において、計算書記載の空き家活用住宅改修事業をはじめとする13事業で5億955万9,000円を繰り越しております。

次に、議案書20ページをお開きください。

報告第8号、令和4年度仁淀川町事故繰越し繰越計算書の報告について。

地方自治法第220条第3項の規定に基づき翌年度へ繰り越した事故繰越しについて、同法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり議会に報告する。

令和5年6月6日提出、仁淀川町長古味 実

この報告案件は、事故繰越しについて、翌年度への繰越額を調製して議会に報告するもので、一般会計において、計算書記載の県営林道事業負担金1,021万8,000円を繰り越しております。

以上で報告についての説明を終わります。

続きまして、議案についてご説明申し上げます。

議案書の22ページをお開きください。

議案第33号から説明をいたします。

議案第33号、仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年6月6日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、こども家庭庁が設置されることに伴い、令和5年厚生労働省令第48号による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する規準の一部改正を受けて、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は公布の日からとしております。

次に、議案書の24ページをお開きください。

議案第34号、仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年6月6日提出、仁淀川町長古味 実

この議案も、こども家庭庁が設置されることに伴い、令和5年内閣府令第33号による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正を受けて、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は公布の日からとしております。

続きまして、議案書の28ページをお開きください。

議案第35号、令和5年度仁淀川町一般会計補正予算（第2号）について。

令和5年度仁淀川町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年6月6日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和5年度仁淀川町一般会計補正予算書（第2号）の1ページをお開きください。

令和5年度仁淀川町一般会計補正予算（第2号）。

令和5年度仁淀川町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,507万

5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億8,676万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年6月6日提出、仁淀川町長古味 実

まず歳入でございますが、詳細は6ページから9ページをご参照ください。

6ページの14款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対策として、9月から実施するワクチン接種対策費国庫負担金1,001万8,000円、ワクチン接種体制確保事業費国庫補助金633万円、コロナウイルス感染防止や物価高騰による住民負担の軽減に対応するための感染症対応地方創生臨時交付金6,849万6,000円の増額補正でございます。

7ページの15款県支出金は、多子世帯保育料等軽減事業補助金14万6,000円、母子保健・子育て支援総合交付金79万5,000円、林内作業効率化のための高性能林業機械等整備事業補助金5,400万円、林道改良事業費補助金90万円の増額補正。一方で、減額補正としては、4月から新たな総合交付金に事業が移行されたことにより、地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金25万1,000円、母子保健支援事業費補助金30万円でございます。

8ページの17款寄附金は、四国情報管理センター様からの企業版ふるさと納税寄附金100万円、片岡林業様からの福祉費寄附金50万円、商工費寄附金30万円の補正でございます。

9ページの18款繰入金は、財政調整基金繰入金2,424万1,000円、森林環境譲与税基金繰入金1,890万円の補正でございます。

次に歳出でございますが、詳細は10ページから15ページをご参照ください。

10ページの2款1項総務管理費は、感染症対応地方創生臨時交付金を活用した住民生活支援事業として1人5,000円の地域通貨券を配布するための事業を実施するため、商工会補助金2,565万6,000円、小中学校給食費負担軽減分補助金1,157万1,000円、1世帯3万円の非課税世帯臨時特別給付金事業3,900万円、公共交通運行維持補助金18万円の補正で、事務的な経費につきましてはそれぞれ必要な節に予算を計上しております。

また、2款2項の企画費には、電力スマートメーターや水道メーターを活用した高齢者等の見守りのための別枝上地区見守り事業として、業務委託料など総額725万7,000円の補正でございます。

11ページの3款民生費は、財源振替に伴う補正でございます。

12ページの4款衛生費は、全て9月以降の新型コロナワクチン接種事業に要する経費として1,643万円の補正でございます。

13ページの5款農林水産業費は、林道ヲヲカゲ線に架かる2橋の橋梁点検診断委託料150万円、林産協同組合に導入予定のタワーヤーダに対する高性能林業機械等整備事業費補助金として7,290万円の補正でございます。

14ページの6款商工費は、宮崎の河原の案内看板設置費用として、工事請負費100万円の補正でございます。

15ページの9款教育費は、学校再編に伴う検討委員会の委員謝礼など報償費55万5,000円、先進地視察等の旅費37万5,000円、学校配置計画作成支援業務委託料380万円、先進地視察のためのバス借上料38万円、学校給食共同調理場へのテーブル型冷蔵庫などの備品購入費55万3,000円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は1億8,507万5,000円の増額補正で、補正後の合計は69億8,676万2,000円となります。

以上で私からの提出議案についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、同意第1号並びに2号を古味町長。

○町長 それでは、議案書29ページをご覧ください。

同意第1号、固定資産評価員の選任について。

下記の者を仁淀川町固定資産評価員に選任したいから、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 吾川郡仁淀川町大崎134番地2

氏 名 井上竜一

生年月日 昭和40年10月23日生

令和5年6月6日提出、仁淀川町長古味 実

提案理由ですが、令和5年6月30日をもって辞任する固定資産評価員の後任として、新たに上記の者を選任したく、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案書30ページをご覧ください。

同意第2号、農業委員会委員の任命について。

下記の者を農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和

26年法律第88号) 第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月6日提出、仁淀川町長古味 実

記

住 所 仁淀川町下北川45番地

住 所 仁淀川町見ノ越207番地4

氏 名 鎌倉 恒夫

氏 名 池内 真弓

生年月日 昭和22年9月4日

生年月日 昭和38年8月2日

提案理由ですが、欠員に伴う仁淀川町農業委員会委員を任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

以上です。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順で配付しておるとおりです。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

通告第1号、議席番号6番、片岡智準君の質問を許可します。片岡智準君。

○6番 自席において質問をさせていただきます。

通告第1号、議席番号6番、片岡智準、議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、せんだって、台風及び線状降水帯の関係で多くの方が被災され、かなりの現状になっているというように新聞などに出ております。その被害回復が一刻も早くできますようご祈念を申し上げたいと思います。

それでは、本題の一般質問をさせていただきます。新型コロナ5類移行後の後遺症対策についてお聞きいたします。

本年5月8日以降、新型コロナが感染症の位置づけで5類となった。しかし、依然として、若干ではあるが、当町でもコロナの罹患者がいると聞いております。問題はその後遺症で、中でも1歳未満の保育園児、幼児園児、小学校の低学年に対する対応。新聞などに

よると、後遺症は、コロナ罹患時、症状が軽症だった方に多くの症状が表れ、特に気になるのは、自分の意思を十分伝えられない低年齢層の子供たちに疲労感、倦怠感、関節痛、筋肉痛、息切れ、集中力の低下、嗅覚・味覚障害などで外見的に見分けが付きにくい症状が出た場合、親あるいは先生方に気づけるかの懸念が生じます。子供たちは、過渡期は個々に相違があるわけで、園や学校への登校拒否などを後遺症と捉えるか、単に子供のわがままと捉えるかなど、対応は十分考えておくことが必要であると思います。それに対して、行政側として手だてができていくかどうかを質問いたします。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行されましたが、国が示す「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」では、移行後におきましても、感染対策として、家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗いなどの手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を引き続き講じることとされており、保育所及び小中学校において感染症対策を徹底していただいております。

後遺症対策といたしましては、国から具体的な対策は示されておりませんので、現状といたしましては、ご家庭及び学校などにおいて、園児、児童生徒の様子をよく観察していただき、ふだんと異なる症状などが見られる場合は医療機関を受診していただけたらと思います。

なお、小中学生が新型コロナウイルス感染症の後遺症であると診断され、学校を休む場合は、欠席としない取扱いとなります。

以上です。

○議長 片岡智準君。

○6番 再質問をさせていただきます。

町長からただいま回答いただきました。確かに国から、あるいはいろんなところからでも、家庭との連携をうまくするとか、それから、後遺症に対しても、同じように注意喚起をしてくださいます的な、そういうマニュアル的なものは示されていると思います。しかし、それが現実的には、ほとんどの場合、マニュアル的にされていたからといって、それは実行されていないケースがほとんどです。言われたとおり、1回書面で通達したらそれが徹底しているのは、最近のマイナンバーカードなんかでも、いろんな問題、間違いや

らが生じております。これは、やはり行政から、それから国から言われた、そのことが徹底されているという勘違いですよ。これは全部。実際にそういうことが徹底されているかどうか、それを念を押しておく、確認をする、そういう作業を怠っておったら、結果的にはマイナンバーカードの手違いやら間違いが起こるわけなんですよ。あれが国の指示されたとおりにされておれば、ああいった間違いなんて絶対に起こるはずないんですが、それがされていないのが行政の仕組みと実際の住民の考え方との違いです。

私があえてこれを取り上げて申し上げたのは、やはり特に暑い時期になってきたら、学校へ行くのは嫌、保育園へ行くのが嫌やと駄々をこねる子供が出てくる。そういったときに、またこの子はどういうようなことで、しょっちゅう言っている子なんかやったらある程度親が分かると思うんですが、たまたまそういった子が出たときに、経験のない親御さんあたりは、駄々をこねてというような捉え方をするんじゃないかなという気がします。だから、いま一度、保母さんやら学校の先生方にそういうこと、あるいは親も含めて、そういう子供が出たときには医者診断を受けさせるように。そして、受けてみて、これは後遺症ではないですよというのがはっきり分かれば、それはそのときの対応をすればええんですけれども、そういう診断が出ない限りは、やはりそうではないかなというように。

というのは、親は、子供がコロナに感染したかどうかというのは、検査しておればほぼ分かるはずなんですけれども、今のコロナというのは症状が全く出ない子供もいる。私らも全く陽性確認もしていませんし、抗体検査もしてありませんので、プラスだったかどうかというのも分かりません。特に子供なんかは、ほとんどの症状が出ていないというのが子供さんの実態ですので、むしろ熱が出たり、いろんな症状が出たというのはまれで、子供の場合はほとんど出ていませんので、そこらあたりで安心し切っていると思うんですが、それが落とし穴になるんじゃないかなというように思います。だから、あえてこれを取り上げたのは、やはり先生やら保育園の保母さんあたりに、いま一度、そういった子供がおったら診断をさせるような形で、健康福祉課からでもいいですので、一定、注意喚起を促すという手だてをお願いしたいなと思って、これをあえて取り上げて言いました。

以上です。

○議長 執行部、答弁。井上教育次長。

○井上教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

保育所、園、そして小中学校におきまして、園児、児童生徒にふだんと変わるような、そういったような症状が見受けられる場合は、保育士の先生、小中学校の先生等が保護者

の方にご相談して、医療機関等を受診していただくようにアナウンスを、ご相談をしていただくといったようなことを教育委員会のほうからも定期的に投げかけていきたいと思います。

あと、保育所、園、そして小中学校のほうも、感染対策につきましては徹底していただいておりますと思いますが、その感染対策につきましても、今後も教育委員会のほうからも定期的に周知をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 以上で片岡智準君の質問を終了いたします。

通告第2号、議席番号5番、大野直孝君の質問を許可します。大野直孝君。

○5番 それでは、質問をさせていただきます。

初めに、せんだって、総務常任委員会については、大変関心を持っていただき、調査いただきましたことを厚く御礼申し上げます。いろいろお考えがあると思いますので、そのお考えについて否定するものではありません。私は用意しておいた質問書を読ませていただきます。ただ、重なるところは質問しませんけどね。

初めに、私が何に基づいて質問をさせていただくのか明らかにしておきたいと思います。仁淀川町町民バスの管理運営に関する指定管理業務について、適切な業務遂行がなされているのか、また、町による監督はなされているのかという点でございます。地方自治法第244条の2の第10項は「普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」と規定しております。私は、町が行う行政事務について適正に実行されているかという観点からお伺いいたします。では、質問させていただきます。ご清聴のほどお願いいたします。

令和5年4月1日付、仁淀川町町民バスの管理運営に関する基本協定書（以下、単に「協定書」といいます。）の11条の剰余金の算出が適正であるか否かということに関してでございます。この協定書は、契約年ごとに条項の変更がありますので、令和2年から令和4年度までの協定書と思いますが、それだと、協定書の条項は第9条の3となっております。続けます。第11条、従前の9条の3によれば、指定管理者の受領できる剰余金は、管理代行料と利用料金による収入との合計額から実際の管理業務に要した経費に係る適正な支出額を控除した額とされています。そして、同条のただし書においては、当該剰余金が、管理代行料、利用料金による収入、管理業務の実施状況、管理業務に係る決算の状況（仁

淀川町)による施設整備の状況、その他の状況に照らして課題であると認められる場合は、町と指定管理者の協議により、剰余金のうち町に納付すべき額またはその他の目的に充てべき額を定めることができる旨が規定されています。そうすると、町は指定管理者である仁淀川マネジメントサービスが受領している剰余金が適正であるかについて把握しておく必要があると言えます。冒頭に述べた地方自治法224条の2第10項のみならず、令和5年度の協定書29条、従前の27条においても、指定管理者に対する町による調査権限、及び指定管理者はこれに応じなければならない旨が定められています。また、同協定書30条、従前の協定書28条には、事業報告の提出及び検査に関する定めが、35条1項、従前の協定書における指定の取消し等について定められております。

このように、町は必要な事項について指定管理者に対する調査を行い、報告を求めることができるのであり、指定管理者はこれを拒むことはできません。そして、9,000万円を超える管理代行料が支出されている町民バスの管理運営について、剰余金が適正であるかを検討することは当然のことであり、仮にこれが十分になされておらず、過剰な剰余金を指定管理者が受領している状況があるのであれば、早急に是正されねばなりませんし、適切な対応が取られねばなりません。したがって、仁淀川マネジメントサービスが計上している経費について、剰余金の算出に当たり、控除すべきものとして相当であるか検討する必要があります。そうすると、各経費の内訳についても、町民バスの運営に必要なものであるのか町において吟味し、不必要な経費であれば、控除を認めず、剰余金の返還等を求めるなどの対応をすべきです。

そこで、質問ですが、町は仁淀川マネジメントサービスの受領する剰余金が適正であるかについて、実施について調査をされているのでしょうか。お答え願います。

1回目の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。大石課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

先ほどの質問でございますが、本町といたしましては、会計事務全般にわたりまして適切に業務が処理されていると認識をしております。また、検査につきましても、必要であれば聞き取り等の検査というか調査を行っております。また、先ほど、総務教育民生常任委員会委員長からも、適切であり問題がないという報告も受けておりますので、本町といたしましてこれ以上の答弁はございません。

以上です。

○議長 大野直孝君。2回目は自席でやってください。

○5番 ただいまご答弁を頂きました。適切に行っているというご答弁でした。調査の結果、町は剰余金の額が適正であると判断をしているのか、また、具体的にどのような調査を行ったのかについて、ただいま聞き取り調査を行ったというふうなご答弁だったと思います。前に課長が申しました、一企業について行政が内容について云々するのは適切でないというふうにお答えいたしました、その点についてはいかがですか。今の質問では適切だと言うとるし、前の答弁では、一企業が民間の内容に立ち入って指導すべきじゃないというふうにお答えになりましたよね。それを言ったらおしまいですよという感じなんです、指導しないということですね。それでよろしいですね。お答えください。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えします。

先ほどのご質問は、3月議会での福利厚生費のことだろうと思われませんが、福利厚生といえば、社員の方の福利厚生部門になりますので、その点につきまして、どういうふう
に活用するのかというようなことを行政側が一々指示するということは適切でないということ
でございます。

○議長 大野直孝君。

○5番 剰余金の算定について内容に踏み込んでないということは、剰余金の話し合いも
できないんじゃないですか。踏み込まないでおいたら、剰余金を幾らにするかという両者の
話し合いもできないんじゃないですか。違いますか。私は無理を言っていますか。剰余金が、
経費が何に使われているか調べてなければ、減額の交渉もできんでしょう。違いますか。
私が間違えておいたら言ってくださいよ。

質問は3回しかできませんので、次に移ります。次というか、予定しておった。剰余金
の算定が適正になされているか疑わしい点が幾つもあるし、また、私自身はこれについて
また問題提起がございますが、一例として交際費に言及をいたしますが、これについては
総務常任委員会でお調べになられた、大変な労をお願いしたということになってうれしい
と思いますが、よかったと思いますが、既に提出されている直近5年分の仁淀川マネジメ
ントの経費の内訳に関する資料、これを実は配付したいんですが、議長、構いませんか。
経費の資料、私が5年分まとめたのを作っているんですが。見ていただいてからでもいい
ですよ。

○議長 休憩します。

午後 1時26分 休憩

午後 1時26分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番 では、配付しないで質問をいたします。

仁淀川マネジメントサービスは、令和3年度に86万3,000円、5年間で618万7,000円の交際費を使っています。また、損益計算書によれば、これを経費として計上し、剰余金を算出、受領しております。仁淀川マネジメントサービスは、事業として仁淀川町の指定管理業務のみを行っているものですし、仮にほかの事業に必要であるとしても、指定管理業務における剰余金の算定に当たり、交際費を経費として計上することを町が認めることはおかしいのではないのでしょうか。

国税庁の定義では、「交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者などに対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下「接待費」といいます。）のために支出するもの」とされています。指定管理業務において交際費が必要となるのであれば、その相手方は町ということになり、町側が贈収賄を認めることと同義となるのではないのでしょうか。同義ですよ。認めるんですよ。交際費の経費計上を認めていることが相当であるのか否かも含め、明確にお答えください。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えします。

指定管理料の積算につきましては、国土交通省の労務単価、必要経費などを試算して算出しており、その範囲内での運行経費であれば、収支計算書により確認し、最終的に支払いで精算しており、剰余金等の返還にはなりません。ただし、剰余金が出る場合につきましては、バスの安全面等の充実等を図ってもらうような設備投資等もお願いしたいところでございます。

以上です。

議会基本条例の規定に基づき、反問権の行使をお願いします。

○議長 ただいまの大野議員の質問において、執行部より確認したい件があるようです。議会基本条例第8条第2項、執行部の反問を許可します。執行部、反問をお願いします。大石総務課長。

○大石総務課長 ただいまの大野議員の質問の中で、贈収賄というかなり踏み込んだ発言

がございました。聞く側といたしましては、当該業者のほうから何か接待等を受けているというような感じを受けたんですけれども、その根拠はどこから来ているのでしょうか。お願いします。

○議長 それでは、反問への答弁をお願いします。大野議員。

○5番 分かってないようなので、もう1回言いますが、国税庁の定義では、「交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者などに対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下「接待等」といいます。）のために支出するもの」とされておりますと。指定管理業務において交際費が必要となるのであれば、その相手方は町ということになり、町が接待を受けることになります。そうすると、指定管理業務において交際費を認めることは、贈収賄を認めることと同義となるのではないのでしょうか。交際費の経費計上を認めていることが相当であるのか否かも含め、明確にお答えください。分かりますか。聞いているんですよ。

○議長 反問権の答弁にはなってないようです。執行部から言われています。

○5番 そういうつもりは毛頭ございません。これは、認めることはそうなりはしませんかという質問です。認めることはそうなりはせんかということですから、「認めません」と言ったらええんじゃないですか。

○議長 執行部、それで答弁できますか。古味町長。

○町長 質問にお答えします。

5月8日に開催しました総務教育民生常任委員会の報告のとおり、指定管理に関する事項については問題なしと判断されており、それ以上の答弁は委員会に対し礼儀を欠くものと考えます。ご質問の内容はこれ以上お答えすることはできませんので、ご理解を願いたいと思います。

○議長 以上で1問目の質問を終了します。2問目に移ります。大野直孝君。

○5番 大野直孝です。2問目は、時間もございませんので、取下げをいたします。

3問目ですけども、これは、総務常任委員会で調べていただきまして、恐らくちゃんと調べていただいている。この取得原価とかは分かりませんけど、恐らく総務委員会がほかの県に交際費等についても調べていただいていますので、もしこれであればお答えください。言います。令和4年度における町民バスの保管状況について、既に令和3年にできている屋根つき車庫3棟について、私はこの質問をいたしました。屋根つき車庫3棟のそれぞれの取得時期と取得原価を伺いたいと思います。お答えがあれば。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

この件につきましても、総務教育民生常任委員会で視察をやっていただきまして、確認をしていただいておりますので、答弁は控えさせていただきます。

○議長 大野直孝議員。

○5番 これについては言いたいことも多々ございますけど、私は総務委員会とは何も関係ないですよ。産建ですから。それで答弁しないというのはおかしいと思いますが、これについては総務がちゃんとお調べしたと。これから総務常任委員会もこの問題について大変関心を持っていただいているということが分かりましたので、私のほうからの質問はこれで終わります。

以上です。

○議長 以上で大野直孝君の質問を終了します。

通告第3号、議席番号3番、藤原大君の質問を許可します。藤原大君。

○3番 通告第3号、議席番号3番、議長の許可を頂き、1点質問させていただきます。

少子化について。今年度より国でもこども家庭庁を設置するなど、危機的な状況と言えると思います。本町はさらに先を行っており、予断を許さぬ状況と考えますが、現状をどう捉えているか質問します。

国の子ども・子育て政策の基本理念、3年間加速度プランには、1つ目、若い世代の所得増、2つ目、社会の構造・意識改革、3つ目、全ての子育て世代を切れ目なく支援とあります。少子高齢化の先進地として、先駆けて取り組んでいること、これから取り組めることはないか質問します。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 質問にお答えします。

国では異次元の少子化対策が議論されており、その動向を注視する必要があります。また、現在の本町での子育て世帯への支援といたしましては、保護者の経済的負担を軽減するとともに、子育て世代の支援を図ることなどを目的といたしまして、学校給食費の無償化をはじめ、保育料の無償化、高等学校等に通学している生徒の保護者に対して1か月当たり3万円の支給、大学・専門学校及び高等学校等へ就学するための支援として、高等学校等に籍を置く者に1人につき3万円、大学・専門学校に籍を置く者に1人につき5万円の支給、また、少子化対策の一環としまして、小学校入学時に3万円、中学校入学時に5

万円の入学応援手当の支給などを行い、子育て支援の充実を図っています。

また、令和4年度より、出産・子育て応援交付金事業の一環である出産・子育て応援給付金が始まりました。具体的な内容としましては、助産師による助言や育児支援を訪問、通所、宿泊により受けられる産前産後ケア事業、訪問支援員による家庭支援を受けられる産前産後家事等支援事業を行っています。経済的支援と専門職による相談支援やサービス提供により、安心して出産、子育てができる環境整備に取り組んでおります。

これ以外にも、18歳までの医療費の無償化、そして、出産応援手当、第1子、第2子には5万円、第3子以降は10万円、そして、奨学金返還支援補助金、年間上限額18万円としております。そして、小中学生への問題集などの補助、そして、ファミリーサポートセンターの運営委託なども実施しております。

以上です。

○議長 藤原大君。

○3番 各世代、切れ目なく支援、国も取り上げていることをやっていただいていると思うんですが、より幅広くやっていただけたらと思います。具体的にいくと、出産の宿泊の支援と言っていましたけど、町内で宿泊できる施設があるんですかね。市内のほうに入院して出産している印象があります。

○議長 日浦健康福祉課長。

○日浦健康福祉課長 ご質問にお答えします。

産前産後ケアの宿泊型につきましては、市内にあります助産院とか短期入所の施設のほうを利用させていただくようになっております。

以上です。

○議長 藤原大君。

○3番 また、サービスを受け、育った人材の町内の定住、Uターンの促進につながっていますか。質問します。

○議長 古味町長。

○町長 本町には他町村にはない子育て支援策を実施しており、子育て世代の町民にはサービスの状況を理解していただいております。また、移住相談会、そういった場所で、こういった子育て世代の支援策が大変有効だということも聞いておりますので、数字的には何人ぐらいというようなことはお答えできませんけれど、大いに移住政策等、またUターン等にも有効な施策になっておると考えております。

○議長 以上で藤原大君の質問を終了いたします。

暫時休憩します。2時まで休憩します。

午後 1時46分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告第4号、議席番号7番、竹本文直君の質問を許可します。竹本文直君。

○7番 通告第4号、議席番号7番、竹本でございます。議長の許可を得まして、質問をさせていただきます。

仁淀川町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてということでございます。この第2期仁淀川町まち・ひと・しごと創生総合戦略、令和2年から令和6年の5年間ですが、基本理念として「ひとりひとりが輝き 誇りが持てる あたたかいまち」、そして、基本目標として「1. 仁淀川町の強みを生かした産業の振興による雇用創出、2. 仁淀川町らしい観光の推進による移住・交流の促進、3. 若い世代が幸福を感じられる条件づくり、4. みんながつながる安全安心なまちづくり」の4つとされています。計画期間は2020年から2024年までの5年間、各項目ごとに目標が掲げられ、行動計画が示されています。策定から3年が過ぎました。残すところ2年を切ったというところになります。

まず、町長のほうから、全体的な進捗状況、目標を達成できている部分もあれば、そうでない部分もあると思うんですが、そういうことをお伺いしたいと思います。続いて、町長の答弁を受けた後で、各項目別に詳しく質問をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 ご質問にお答えします。

国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を受け、仁淀川町でも第2期総合戦略を策定し、切れ目なく事業を実施し、町の課題解決に向け、国・県と連携し、推進、実行していくとしております。

具体的な事業といたしましては49事業を計画しています。この具体的な事業のうち、令和4年度末現在で既に目標達成または近づいていると位置づけられる事業は22事業、事業進捗により効果が期待される事業は21事業、事業進捗が困難・未実施である事業は6事業と分析をしております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 ありがとうございます。数ある事業の中で、22事業がそこそこ進捗している。そのうちの幾つかは完結をしているということ。それから、効果が認められるのが20事業、そして、6事業がどうも難しい、困難であるというふうな答弁だったと思います。そこで、多分その6事業の中へ入っているだろうと思われる事業について、個別に質問をしたいと思います。担当課長の答弁をお願いいたします。

まず、仁淀川町若者定住住宅建築事業。これは、事業の目的としては、若者向け住宅を建築する、仁淀川町からの転出を防ぎ、町外からの移住者を呼び込むということで、令和3年度が住宅計画、4年度が宅地造成及び計画業務、5年度は宅地造成で、計画どおりいけば、今年宅地造成、そして住宅の建築と、6年度、来年度からは入居者の募集という計画になっておりますが、土地は十何年前に購入済みです。なのに、まだ造成工事もできていないというところですが、なぜこうなったのかを説明していただきたい。

そして、次に、仁淀川町単身者用住宅建築事業。これは、先ほどと一緒に、仁淀川町からの転出を防ぐと、町外からの移住者等を呼び込むという部分が目的になっていますが、単身者向け住宅を建築して、町内外から居住者を募集すると。2棟24戸程度の住宅を建築ということで、これも6年度、来年度から入居者を募集することになっていますが、この現状をお聞きしたい。

そして、移住支援事業。事業の目的は、言うまでもなく、移住者側の相談を受けて、空き家のあっせんや地域との連絡調整、移住に向けての準備、環境の整備を行い、移住者数のさらなる増加を目指す。そして、移住者の定住に向けて様々な相談を行い、定住率の向上を目指すという大きな目標を掲げています。そして、具体的な内容、手法については、移住に関する詳細な情報をホームページなどで情報提供し、移住者と地域をつなぐきっかけをサポートしていく。空き家等の改修を行い、助言、あっせん、情報提供を行う。地域との連絡調整を密にして、移住後のフォローを行う。移住交流拠点と連携したイベントなどを開催し、移住者同士の交流を図る。移住相談会でさらなる情報提携やイベントなどを有効活用し、移住希望者等への情報提供を行うということですが、これは、一番最初に書いてあります「ホームページなどで情報を提供し」とあるんですが、このホームページをいくら見ても、空き家情報の更新はほとんどされておりません。契約済み、入居中の表示ばかりが全部並んでいるというのが現状です。これはゆうべ確認をしてきました。

そして、移住定住者用空き家等改修事業。これも移住者対策ですけれども、内容、手法

としては、寄附または12年一括借受けした空き家を移住定住者用に改修を行う。いわゆる中間管理住宅を整備して、移住者にようけ来てもらおうという政策です。これは現在何戸ぐらい確保できているのかを具体的に聞いてみたいと思います。

そして、就労支援住宅建築費補助事業。これは、事業の背景として、本町では慢性的な保育士不足が問題となっている。仁淀川町の保育所で就労したくても、住居がなく、諦めて町外に住居を構えて本町の保育所へ通うか、本町の保育所に入ることを諦めているという現状があるということで、目的として、運営主体である社会福祉協議会に就労支援住宅建築費を補助し、保育士を確保するという事業ですけど、これについて、どんな動きになっているのか教えてください。

それから、これは消防の屯所ですけど、森と池川の屯所の建て替えをするということはこの5か年計画の中へ入っているんですけど、今のところ、両屯所とも、どのようなところへどのようなものを建てるかという計画が全く上がってきていないというふうに思います。今現在どのような状況なのかというところを説明していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部、答弁。大原支所長。

○大原池川総合支所長兼池川地域課長 先ほどのご質問にお答えをいたします。

まず、①番の仁淀川町若者定住住宅建築事業でございますが、現在、宅地造成の設計まで完了をしております。地元へ周辺住民の方に地域説明を終わった段階であります。来年度、一応、宅地造成を開始する予定で進めております。

続きまして、2番目の仁淀川町単身者用住宅建築事業でございますが、林業従事者、それから、ヘルパーさんとか看護師さんとか保育士さんとかの住宅が構えられたらいいんじゃないかということでこの項目を入れておりました。現在は、町営住宅の入居者を見よう段階では、あまり住宅がいっぱいで困るというような状況にございません。ということで、我々の立場としては、ちょっと建築のほうを遅らせてもという考えもございましたが、林業従事者のほうの住宅が不足しているというようなお話も上がってきておりますので、岩丸の町有地を活用して、やるかやらないか、また役場内で協議をしたいと思います。

○議長 荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 続きまして、移住支援事業でございます。先ほど議員のほうからご説明もありましたように、ホームページのほうが更新されていないというようなことでございました。携わっている現場としましても、最近、空き情報を出すにしても、選んで

いただけるほど空きの余裕がないような状況が続いております。それで、この事業につきましては、一応、移住者数が年間15名ほどを目標にしているということになっております。この期間の累計でいきますと、約75名以上移住者を確保するというふうな計画になろうかと思えますけれども、現状、林業の研修生も含めまして、2年、3年、4年の合計で88名の移住者が確保できておりますので、このやっている内容が、ご指摘のとおり、十分じゃない点もございますけれども、移住者の確保には一応つながっていると考えております。

続きまして、移住定住者用空き家等改修事業でございます。これにつきましては、令和2年度におきまして3棟5戸、それから令和4年度におきまして4戸、それから令和4年度におきまして2戸の改修を行っております。計画でいきますと、各年度2棟以上ということになっておりますので、今のところ順調に整備ができていますものと考えております。

続きまして、就労支援住宅建築費補助事業でございます。保育士不足が問題となっているという点におきまして、住宅建築の事業をとということでございました。この事業につきましては、その当時、保育事業者におきましてアンケート調査を実施しております。その時点では要望がなかったというふうに報告を受けております。

以上でございます。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えします。

池川分団と仁淀分団の屯所についてでございますが、計画上は、令和2年度に候補地を選定し、今年度に建設、来年度から業務開始を計画しておりました。それぞれ同じ時期での計画ではございましたが、同時期に建設となると財政負担も大きいものがございまして、まずは池川分団を先行して実施し、その状況を見ながら仁淀分団のほうをということを考えておりました。

まず、池川分団の屯所につきましては、まず最初に国道439号沿いに候補地を予定しておりましたが、建設費が高額になることから見送りをしました。その後、令和4年度に撤退する高知県農協池川支所の土地、建物の一部を活用して屯所の整備を計画し、同年、不動産鑑定を実施しておりましたが、農協のほうから、旧事務所のAコープへの移転を検討しているという申出がございまして、そこで、一旦、今計画が中断しているところでございます。また地元消防団と協議しながら、ほかの候補地等も併せて検討していくと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、新しい屯所につきましては、それぞれの地区の拠点となる屯所でございますので、

非常時等にも活動できるような形で、太陽光発電であるとか充電電池等の設備も併せて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 3回目ですけども、若者定住住宅、これは竹ノ谷地区で建てるということを計画して、いまだにできていないんですが、今の説明によると、今年度、行政の設計ができたので、地元説明会を行ったという話を聞いています。これは、話がいろいろあちこちで絡むんですけども、今の消防の屯所の話の中で、私が聞いたところによると、この4戸建てる定住住宅の敷地の下のほうへ屯所をと。それはちょっと目的が違うんじゃないかなというふうなことも話したことがあるんですが、だから、いろんな事業が絡まっているので一概に言えんと思いますけれども、ぜひ早くこれを仕上げていただきたいというふうに思います。

なぜこんないろいろ質問したかという、やっぱり仁淀川町の一番の問題点は人口減少。人口減少は致し方ないとしても、高齢化率なんですよ。56%、下手したら60%になりやあせんろうかというところですよ。そういう観点から、私はずっと以前から、高齢化を下げるためにはやっぱり若者の受入れを最優先にしていかなないと無理だろうというふうに言っています。先ほどの藤原君の質問にもありました子育て支援、町長の答弁のように、近隣にない支援をしています。これは、これほど支援して大丈夫かよと心配するほどの支援をしています。それでも若者は増えない。なぜなのか。そこをお互いに考えるべきだというふうに思います。非常に難しいですけども、簡単な言葉で言えば、仁淀川町というところへ行って住んでみようかと思えるようなまちづくりをしないと駄目だろうと。それはお金だけではなしに。もちろん経済的な面も魅力はあるんですが、そうじゃなしに、この町を自然豊かな、子育てをしやすい環境にしていく。そのためには、児童公園やら子供が自由に遊べる場所も造っていく、そういうことも必要だろうというふうに思います。

それから、移住支援ですけども、ここ近年、88名の移住者があったというご答弁でしたが、このうち、現在、88名のうち何名残っておるのか。移住者が入ったときのカウントが88名だと私は理解しています。現在どれだけ残っておられるのかというところを聞いていきたいと思います。

そして、移住を考える人が、前々からも言っていますが、まず、インターネットを利用して町のホームページを見るはずですよ。そこの中に魅力的な情報が載っていないと、これ

は候補の1つには上がらない。空き家情報にしても、成約済みと入居中が全部では、これは、この町は本当に移住を募集する意思があるんだろうかといったような気持ちになるんじゃないでしょうか。ぜひそこら辺も気をつけてやってほしいと思います。

移住定住者用空き家等改修事業、これは、各年度に2戸ずつ確保しているという答弁でしたが、今現在、この全ての家にどれだけの方が入居しているのかということをお伺いしたい。全部埋まっているとは思わんですよ。だから、そういう空き家をなぜホームページに載せないかなというのが1つの疑問であります。

それから、就労支援住宅というのは、これは要望がなければ致し方ないでしょう。事業者はその気がなければ。事業者のほうにも住民を増やすための協力をぜひお願いできるように要望をしていただきたいと思います。

それから、消防の屯所の点ですが、仁淀のほうはよく分かりますけども、池川のほうは、先ほど総務課長が説明されたとおり、二転三転して、今、まだどこにするか決まらない状況のようです。先ほど言ったように、竹ノ谷の若者定住住宅予定地にやってはどうよというふうな声も聞こえてきていますが、これは目的外だと思いますので、私は論外だと。私個人としては、別にここはどうよという提案は、分団長及び支所長のほうには私個人としての提案はさせてもらっています。

計画を立てたら、日々の業務は忙しいでしょうけれども、一つ一つ検証して、できたら、どういうことでうまくいったのか、できんだったら、何が原因なのかということを検証して、次につなげていく。要するに、PDCA、これを回していくということが非常に大切だと思います。あと2年すれば次の第3期の計画をつくるというのかどうか分かりませんが、そのためにも、第3期をもしつくるためにも、絶対にこの検証は必要やというふうに思いますので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。まず若者を増やさんことには、正直言って子供もできません。いくら子育て支援にお金を積んでも、対象者が少なければ町は発展しません。これは間違いのないことだと思いますので、ぜひIターン、Uターンの人が仁淀川町へ行って、帰って、子育てをしたいと思えるような町にお互いがするように頑張っていきたいというふうに思います。

これで質問を終わりますが、先ほどの質疑での答弁をひとつよろしくお願いします。

○議長 執行部の答弁を求めます。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 まず、移住の、現在、88名の方が4年度末でという人数を先ほどご答弁させていただきました。それで、現在何人残っているかにつきましては、そのうち林

業研修生も含んでいるわけなんですけど、林業研修生につきましては、4年度末で23名の方が町内に定住していただいて、ご家族を含めると30名そこその人数になっていたかと記憶しております。それ以外の仁淀川町に定住していただいた方については、現在、資料を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

それから、先ほどのご質問にも関わることなんですけど、町のホームページの更新につきましては速やかにさせていただきたいと考えております。さらに、町が整備しました住宅、毎年2戸以上建設できているという部分で、現在、何戸、何人住んでおるかというご質問で、この件につきましても資料を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えします。

屯所につきましては、まず関係者と速やかに協議を行っていき、中心部で団員の皆様が参集しやすい場所を第一として検討していきたいと考えております。先ほど企画振興課長のほうからも少し答弁がございましたが、ホームページにつきましては総務課のほうで管理しておりますので、この辺りもリニューアルを含めて検討していきたい。ただ、現在、ホームページだけの情報発信というのはなかなか厳しいものもありますので、SNSの活用等も含めて考えていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長 以上で竹本文直君の質問を終了します。

本日の一般質問はここで終了します。

本日の日程は全て終了しました。これにて延会といたします。

明日、2日目最終日も10時から一般質問を行います。よろしくお願いします。皆様、お疲れさまでした。

午後 2時32分 延会